

第2号様式

確認（変更）審査に関する契約書

- 1 一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）は、申込書及び添付函書に記載された建築物等の計画が建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合しているかについて審査し、適合している場合は確認済証を交付する。
- 2 センターは、前項の審査にあたり、当該申込に係る計画に建築基準法関係規定への適合の判断が困難である部分がある場合は、建築主又は設計者に対して説明又は追加の資料の提出を求めることができ、また、建築主はそれに応ずる。
- 3 建築主は、センターに対してセンターが規定する手数料を支払う。
- 4 この契約書は、2通作成し当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

平成 年 月 日

建築主 住所

氏名 印

（センター） 仙台市青葉区上杉一丁目1-20
一般財団法人 宮城県建築住宅センター
理事長 印

* この契約書は2通提出して下さい。